

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 3 章 船舶及び航空機</p> <p>（遠洋漁業船に対する船用油の積込み）</p> <p>23-16 規則第 3 条《船用品を外国貨物のまま積み込むことができる遠洋漁業船等の指定》に規定する母船式捕鯨業に従事する母船、独航船、運搬船及び補給船（以下この項において「母船等」という。）に対する外貨船用油の積込みは、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 母船等に対する外貨船用油の積込みの承認は、その母船等の航行計画書を提出させ、かつ、漁業法《昭和 24 年法律第 267 号》<u>第 36 条《農林水産大臣による漁業の許可》</u>の規定による農林水産大臣の許可を確認した後に行う。</p> <p>(3)及び(4) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 特殊輸入通関</p> <p>（輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い）</p> <p>76-4-7 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 輸入郵便物が法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品、同項第 8 号に規定する児童ポルノ、同項第 9 号に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品又は同項第 10 号に規定する不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、<u>第 10 号、第 17 号若しくは第 18 号</u>に掲げる行為を組成する物品（以</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 船舶及び航空機</p> <p>（遠洋漁業船に対する船用油の積込み）</p> <p>23-16 規則第 3 条《船用品を外国貨物のまま積み込むことができる遠洋漁業船等の指定》に規定する母船式捕鯨業に従事する母船、独航船、運搬船及び補給船（以下この項において「母船等」という。）に対する外貨船用油の積込みは、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 母船等に対する外貨船用油の積込みの承認は、その母船等の航行計画書を提出させ、かつ、漁業法《昭和 24 年法律第 267 号》<u>第 52 条《指定漁業の許可》</u>の規定による農林水産大臣の許可を確認した後に行う。</p> <p>(3)及び(4) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 特殊輸入通関</p> <p>（輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い）</p> <p>76-4-7 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 輸入郵便物が法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品、同項第 8 号に規定する児童ポルノ、同項第 9 号に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品又は同項第 10 号に規定する不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは<u>第 10 号から第 12 号まで</u>に掲げる行為を組成する物品（以下この</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>下この項において「該当物品等」という。)に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において名宛人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄、不服申立て又は行政処分取消訴訟を行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通関を認める。</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（輸入差止申立書の添付資料）</p> <p>69 の 13- 3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料 イ～ハ （省略） ニ 著作権又は著作隣接権（著作権法第 113 条第 <u>10</u> 項に係るものを除く。） ①及び② （省略） ホ 著作権又は著作隣接権（著作権法第 113 条第 <u>10</u> 項に係るものに限る。） ①～③ （省略） へ及びト （省略）</p> <p>(3)～(5) （省略）</p> <p>（輸入差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69 の 13- 6 前記 69 の 13- 2 の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」（「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 利害関係者による意見書の提出</p>	<p>項において「該当物品等」という。)に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において名宛人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄、不服申立て又は行政処分取消訴訟を行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通関を認める。</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（輸入差止申立書の添付資料）</p> <p>69 の 13- 3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料 イ～ハ （同左） ニ 著作権又は著作隣接権（著作権法第 113 条第 <u>5</u> 項に係るものを除く。） ①及び② （同左） ホ 著作権又は著作隣接権（著作権法第 113 条第 <u>5</u> 項に係るものに限る。） ①～③ （同左） へ及びト （同左）</p> <p>(3)～(5) （同左）</p> <p>（輸入差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69 の 13- 6 前記 69 の 13- 2 の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」（「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) 利害関係者による意見書の提出</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ～ハ （省略）</p> <p>ニ 添付資料等の追加資料等の求め 利害関係者から提出された意見書について、次の(イ)又は(ロ)に該当することが明らかである場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、追加資料等の提出等を求めることができるものとする。 なお、追加資料等の提出等を <u>求める</u> 場合には、必要な調査期間等を勘案して適当と認める期限を付しておくものとする。 (イ)及び(ロ) （省略）</p> <p>(5) （省略）</p> <p>（輸入差止申立ての更新）</p> <p>69 の 13－9 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての有効期間の満了前 3 月から満了の日までの間に「輸入差止申立更新申請書」（C－5860）（著作権法第 113 条第 <u>10</u>項に係るもの）<u>にあつては</u>、「輸入差止申立更新申請書（還流防止措置関係）」（C－5861）、不正競争差止請求権者（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。）<u>にあつては</u>、「輸入差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」（C－5862）、不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）<u>にあつては</u>、「輸入差止申立更新申請書（保護対象営業秘密関係）」（C－5863）。以下この節において「更新書」という。）及び添付資料等を申立先税関に提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1 部とする。</p> <p>(2)～(6) （省略）</p>	<p>イ～ハ （同左）</p> <p>ニ 添付資料等の追加資料等の求め 利害関係者から提出された意見書について、次の(イ)又は(ロ)に該当することが明らかである場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、追加資料等の提出等を求めることができるものとする。 なお、追加資料等の提出等を <u>求める求める</u> 場合には、必要な調査期間等を勘案して適当と認める期限を付しておくものとする。 (イ)及び(ロ) （同左）</p> <p>(5) （同左）</p> <p>（輸入差止申立ての更新）</p> <p>69 の 13－9 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての有効期間の満了前 3 月から満了の日までの間に「輸入差止申立更新申請書」（C－5860）（著作権法第 113 条第 <u>5</u>項に係るもの）<u>にあつては</u>、「輸入差止申立更新申請書（還流防止措置関係）」（C－5861）、不正競争差止請求権者（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。）<u>にあつては</u>、「輸入差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」（C－5862）、不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）<u>にあつては</u>、「輸入差止申立更新申請書（保護対象営業秘密関係）」（C－5863）。以下この節において「更新書」という。）及び添付資料等を申立先税関に提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1 部とする。</p> <p>(2)～(6) （同左）</p>